

吹田市バドミントン連盟 規約

第1章 名称及び事務所

第1条 名称

この連盟は、吹田市バドミントン連盟（以下、「本連盟」という。）と称する。

第2条 事務所

本連盟の事務所は、理事長宅に置く。

第2章 目的および事業

第3条 目的

本連盟は、吹田市および吹田市体育協会と連携・協力し、バドミントンの普及発展と市民の健康づくりに参画するとともに、バドミントン愛好者との連携を図り、各種大会および教室・講習会等を通じて、技術の向上と人格の養成に寄与する事を目的とする。

第4条 事業

本連盟は、前条の目的を達成するために、次の各号に関する活動を行う。

- (1) 連盟が主催するバドミントン大会およびその他大会の開催。
- (2) 教室・講習会の開催。
- (3) その他の大会参加。
- (4) その他、目的を達成するために必要な事業。

第3章 会 員

第5条 会員の資格

本連盟は、吹田市におけるバドミントン愛好の団体及び個人で組織する。

第4章 役 員

第6条 役員

本連盟に次の役員をおく。

会 長	1名	副 会 長	若干名		
理 事 長	1名	副 理 事 長	若干名	常任理事	若干名
理 事	若干名	会 計 監 査	1名		

第7条 役員の職務

役員の職務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本連盟の最高責任者であり、本連盟を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事長は、本連盟の業務を総括する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、副理事長の互選により1名が理事長の職務を代行する（担当の専門部の部長を兼務とする）。
- (5) 常任理事は、各専門部の部長補佐として実務を担当する。
- (6) 理事は、各専門部に属し、実務を担当する。
- (7) 会計監査は、本連盟の業務及び財産の状況を監査し、その結果を総会において報告を行う。

第8条 役員の選出

役員は、会員の中から選出する事とし、その選出方法については、次の通りとする。

- (1) 会長・副会長および理事長は、常任理事会にて推薦し、総会の承認を経て決定する。
- (2) 副理事長は、理事長が推薦し、総会の承認を経て決定する。
- (3) 常任理事および理事は、理事長又は副理事長が推薦し、総会の承認を経て決定する。
- (4) 会計監査は、理事長が推薦し、総会の承認を経て決定する。

第9条 任期

- (1) 任期は、2年とする。
- (2) 臨時改選した時および役員の補充の場合は、次回改選時期までの残存期間とする。
- (3) 役員の再任は妨げない。

第5章 総 会

第10条 構成員

総会は本連盟の最高議決機関であり、本連盟の第6条に定める役員をもって構成する。

第11条 付議事項

総会に付議する事項は、次の通りとする。

- (1) 今年度の活動報告および決算報告。
- (2) 次年度の活動計画および予算。
- (3) 規約の制定・改廃。
- (4) その他、本連盟において必要と認めた事項。

第12条 招集

総会は毎年1回、5月頃に会長がこれを招集する。また必要があるときは、会長が臨時に総会を招集することが出来る。総会を招集するときは、原則として総会開催の10日前までに日時、場所、付議内容を構成員に知らせなければならない。

第13条 議決

総会は、構成員の過半数で成立し、付議事項は出席者の過半数で議決する。

第6章 常任理事会

第14条 構成・成立

常任理事会は、本連盟の執行機関であり、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事をもって構成し、構成員の3分の2以上の出席がなければ成立しない。

第15条 権限・任務

常任理事会は、総会の方針に基づき、全ての日常業務を専決し、執行する権限を持つとともに、総会に報告し、承認を求める任務を持つ。

第16条 招集

常任理事会は、理事長が随時これを招集する。また、必要があるときは、理事長は理事などに対し出席を要請することができる。

第17条 議決・議長

常任理事会の協議事項は、出席者の過半数により決定し、可否同数の場合は議長が決する。議長は原則として理事長があたる。

第7章 専門部

第18条 組織・担当

本連盟の職務を処理するため、次の専門部をおく。

- (1) 総務部 吹田市バドミントン連盟における各専門部含めた活動が円滑に遂行するための支援および競技部・指導部含めた会計を担当する。
- (2) 競技部 市長杯・連盟杯の企画・運営および市外の大会におけるメンバーの選出および代表選出の技術向上を担当する。
- (3) 指導部 バドミントン共催教室の運営における企画・運営と教室受講生に対する指導および指導員に対する技術指導を担当する。
- (4) 新たな専門部が必要となった場合、部長が協議推薦し、理事長が委嘱する。

第8章 顧問

第19条 顧問

本連盟の顧問の選出は、次の通りとする。

- (1) 顧問は、常任理事の推薦によりおくことができる。
- (2) 顧問は、第6条で定める役員ではないものとする。
- (3) 顧問の任期及び再任は、役員に準ずる。

第20条 顧問の役割

顧問は、連盟役員の相談役という立場とし、役員が相談ある場合は真摯に対応を行うものとする。また総会は出席対象とするが、役員ではない事から議決権はない。

第9章 会計

第21条 会計

本連盟の資金運営は、次の通りとする。

- (1) 事業収入、委託金、寄付金等をもってこれに充てる。
- (2) 本連盟の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。
- (3) 前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て、総会にて決算報告をする。
- (4) 本連盟は、役員に対して1年に1回以上の会計報告を行う。
- (5) 総務部および競技部の会計が管理する通帳等の住所は、会計担当者の住所とする。

第10章 役員資格

第22条 役員資格の抹消

本連盟の役員が、次の各号に該当することに至った場合は、常任理事会の議決を経て役員から抹消することができる。

- (1) 役員との連絡が長期に渡って取れなかった場合。
- (2) 1年以上、活動実績が確認できない場合。但し、休会の報告がなされている場合は、この限りではない。
- (3) 会員としてふさわしくないと認められる事実が発生した場合。

第 1 1 章 規約の改廃

第 2 3 条 規約の改廃

規約の改廃は、総会に出席した役員のうち 3 分の 2 以上の賛成をもって議決することを要する。

《付 則》

この規約は 昭和 5 1 年 4 月 1 日より施行する。

昭和 5 5 年 3 月 1 5 日一部改訂し施行する。

昭和 6 0 年 6 月 8 日一部改訂し施行する。

平成元年 6 月 1 0 日一部改訂し施行する。

平成 2 年 5 月 1 2 日一部改訂し施行する。

平成 6 年 5 月 2 1 日一部改訂し施行する。

平成 1 2 年 5 月 2 7 日一部改訂し施行する。

※但し、平成 1 2 年度の特例として平成 1 2 年 5 月 1 日～平成 1 3 年 3 月 3 1 日の 1 1 ヶ月を 1 会計年度とする。

平成 1 6 年 5 月 1 4 日一部改訂し施行する。

平成 1 8 年 5 月 1 3 日一部改訂し施行する。

平成 2 4 年 5 月 2 6 日一部改訂し施行する。

平成 2 8 年 5 月 2 6 日一部改訂し施行する。

平成 3 0 年 5 月 2 6 日一部改訂し施行する。

令和元年 5 月 2 5 日一部改訂し施行する。

※上記修正により、現規約の第 1 5 条および第 1 6 条を、第 1 5 条に集約する。それにより、第 1 7 条（規約の改廃）は第 1 6 条に変更する。

令和 2 年 5 月 2 3 日一部改訂し施行する。

令和 3 年 5 月 2 2 日一部改訂し施行する。

令和 4 年 5 月 2 8 日一部改訂し施行する。

以上